

## 議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和4年9月27日(火) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番 佐藤 周 君                      2 番 長 沢 正 君

3 番 四 宮 和 彦 君                      4 番 青 木 敬 博 君

5 番 中 島 弘 道 君                      6 番 浅 田 良 弘 君

○出席議員 5名

議 長 宮 崎 雅 薫 君                      副議長 大 川 勝 弘 君

議 員 仲 田 佳 正 君                      議 員 鈴 木 絢 子 君

〃 杉 本 憲 也 君

○オブザーバー 2名

議 員 石 島 茂 雄 君                      議 員 重 岡 秀 子 君

○出席議会事務局職員 5名

局 長 富 士 一 成                      局長補佐 森 田 洋 一

係 長 鈴 木 綾 子                      主 事 野 田 昌 伸

主 事 福 王 雅 士

○会議に付した事件

1 市議会9月定例会最終日の運営について

(1) 採決の方法について

(2) その他

2 その他

(1) 次期12月定例会の頭出しについて

(2) その他

---

○会議の経過概要

○委員長(青木敬博君)開会する。

---

○委員長(青木敬博君)日程第1、市議会9月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法について及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長(富士一成君) 1 市議会9月定例会最終日の運営について説明する。(1) 採決の方

法についてである。資料1ページ及び2ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。

付託案件は、条例6件、単行議案1件、補正予算2件、各会計決算10件の計19件である。各所管常任委員会において、いずれも原案可決、または認定すべしとの決定をいただいている。

本会議における採決の方法について、順次、説明申し上げる。まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第13号 伊東市個人情報保護に関する法律施行条例、市議第14号 伊東市個人情報保護条例を廃止する等の条例、市議第15号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、市議第20号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例及び市議第21号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例、以上条例5件については、いずれも全会一致あるいは賛成多数で原案を可決すべしとの決定である。5件一括上程後、委員会審査報告、少数意見報告、質疑、討論の後、採決は2つに分け、まず、市議第13号、市議第15号及び市議第21号を一括で、続いて市議第14号及び市議第20号を一括で、それぞれ挙手による採決をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第19号 令和4年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）の補正予算1件については、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第16号 伊東市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の条例1件については、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第18号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第5号）については、各所管常任委員会において、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。上程後、各委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

続いて、決算等である。常任総務委員会へ審査を付託した、市認第7号 令和3年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、市認第8号 令和3年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算、市認第9号 令和3年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算及び市認第11号 令和3年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上、特別会計決算4件については、いずれも全会一致でそれぞれ認定すべしとの決定である。4件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は4件一括で挙手による採決をお願いしたい。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市認第6号 令和3年度伊東市競輪事業特別会計歳入歳出決算、市認第13号 令和3年度伊東市下水道事業会計決算、市議第17号 令和3年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び市認第14号 令和3年度伊東市水道事業会計決算、以上、特別会計決算1件、単行議案1件及び企業会計決算2件につ

いては、いずれも全会一致で認定または原案を可決すべしとの決定である。4件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分けて、まず市認第6号及び市認第13号を一括で、続いて市議第17号及び市認第14号を一括で、それぞれ挙手による採決をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市認第10号 令和3年度伊東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、市認第12号 令和3年度伊東市病院事業会計決算、以上、特別会計決算1件及び企業会計決算1件については、いずれも全会一致で認定すべしとの決定である。2件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、2件を一括で、挙手による採決をお願いする。

最後に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市認第5号 令和3年度伊東市一般会計歳入歳出決算については、各所管常任委員会において、全会一致で認定すべしとの決定である。上程後、各委員会審査報告、質疑、討論の後、従来例に倣い、起立採決による決定をお願いする。

続いて、(2) その他であるが、討論通告についてであるが、討論を行うと決めている議員におかれては、発言通告書の提出をお願いする。

以上で市議会9月定例会最終日の運営についての説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いする。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他での討論の通告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおりご了承願う。

そのほかに、9月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会9月定例会最終日の運営についてを終了する。

---

○委員長（青木敬博君）日程第2、その他を議題とする。

(1) 次期12月定例会の頭出しについて及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）その他の(1) 次期12月定例会の頭出しについて説明させていただく。資料3ページを参照いただきたい。11月30日（水）開会を提案させていただきたいと思う。告示日は、7日前の11月23日（水）が祝日となることから、11月22日（火）となる。議会運営委員会は11月24日（木）となる。

また、一般質問の通告期限は、申合せにより、定例会第1日目の3開庁日前の正午までとなるので、11月25日（金）の正午までとなる。

最後に、(2) その他であるが、事務局からは特になし。

以上で、その他の説明を終わる。よろしくご協議のほど、願います。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 次期12月定例会の頭出しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

次期12月定例会の頭出しについては、説明のとおり、11月30日（水）とすることに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）議運で提案すべきことかはあれだが、観光建設委員の皆さんのところには、先ほど個別に、委員会における大川委員の質疑に対する答弁に関して、産業課から再度説明があったという話があったところである。決算認定に関わる審査で、要は答弁の誤りがあったという話になると、本来だったら審査に大きな影響を与えかねない場合もある。どういう答弁間違っていたかという、要は、要綱に定められている内容と違う答弁をしたと。ここで問題なのは、要綱については全てが公開されていないから、議員が事前にチェックすることができない。例えば補助金の支給要綱がどうなっているのか分からない。分かっていたら、事前にこの部分について質疑しようと思って要綱を見ていれば、場合によっては、それなら問題ないか、わかって質疑しないで済む場合もあり得るだろうし、逆に、要綱と違う基準で支給していないかという話になっているんだとすると、これはこれで問題だという話になる。だから、こ

の辺は資料としてきちっと全部準備しなさいとは言わないけれども、そうであれば当局側には要綱レベルまでネット上に、ホームページ上に公開をしておいてもらって、我々がアクセスできる体制をきちっと取ってもらいたい。

○委員長（青木敬博君） 暫時休憩する。

午前10時11分休憩

---

午前10時20分再開

○委員長（青木敬博君） 休憩前に引き続き、会議を開く。

ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君） 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第2、その他を終了する。

---

○委員長（青木敬博君） 以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

---

○閉会日時 令和4年9月27日（水）午前10時20分（会議時間11分）

---

以上の記録を認める。

令和4年9月27日

委員長 青 木 敬 博